

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	今帰仁村

今帰仁村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 今帰仁村役場経済課
所在地 今帰仁村字仲宗根 2 1 9 番地
電話番号 0980-56-2256
FAX番号 0980-56-2105
メールアドレス nousei04@vill.nakijin.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ・マンゲース・イノシシ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	今帰仁村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害数値
シロガシラ	柑橘類 野菜類	100 m ²	1,000 円
マンゲース	果樹類 野菜類	100 m ²	56,500 円
イノシシ	サトウキビ 甘藷類	4,300 m ²	541,000 円

(2) 被害の傾向

<p>シロガシラ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息状況：群れを形成し生息する。春先には繁殖活動でツガイが見られる。 2. 被害発生時期：本村では12月～翌年2月に被害がある。被害状況は少しずつ増えており、今後も生息数が増加すると思われる。 <p>マンゲース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息状況：令和6年度に300頭前後のマンゲースを箱罠で捕獲したことから、かなりの頭数が生息していると思われる。 2. 被害発生時期：年間を通して被害が発生している。 3. 発生場所：村内全域 4. 被害地域の増減傾向：令和6年度は農家報告により被害を確認した。村内各地で捕獲されている。近年は、捕獲により個体数が減少している。また、目撃情報等も減少傾向にあるものの、個体数が増加すると被害が拡大することが懸念される。 <p>イノシシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息状況：令和6年度から目撃情報が相次いでおり、村内の西地区山間部でイモ類を中心にサトウキビ等の被害がみられる。 2. 被害発生時期：年間を通して被害が発生している。 3. 発生場所：村内の西地区山間部で被害が目立っている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
シロガシラ	被害金額：1,000円	被害金額：800円
マンガース	被害金額：56,500円	被害金額：45,200円
イノシシ	被害金額：541,000円	被害金額：432,800円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、イノシシの駆除活動を行ってきた。また、被害状況の情報共有を各字との連携してきた。・鳥獣被害のある農家が自衛のため捕獲箱による駆除。 (捕獲したシロガシラは埋設処理)・鳥獣被害のある農家が自衛のため箱わなによる駆除。 (捕獲したマンガースは埋設処理)	狩猟者が少ないため、担い手の育成が必要。また、新規狩猟免許取得者の確保が課題。
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	被害の状況把握に努め、今後、防護柵の設置計画を検討する必要がある。
生息環境管理その他の取組	出没時の対応等について啓発資料の作成を行い、今帰仁村公式LINE、HP及び各自治区への周知を行ってきた。	人的被害は出ていないものの、継続して周知を行い、出没時の対応等を認識してもらう必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>シロガシラ：状況に応じて捕獲箱を増加し、被害軽減に努める。シロガシラの生態についても調査する。</p> <p>マンガース：雑食性のマンガースは今後、生息数増加により被害が大きくなる可能性があるため箱罠の設置数増加及び事業を活用した捕獲活動を行う。</p> <p>イノシシ：生息状況の調査やICT機器を活用して対策を実施し、被害の多い地区から捕獲活動を行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊

- ・実施隊員は、今帰仁村長が任命し活動を行う。(捕獲箱・箱罟駆除・銃器駆除)
- ・実施隊員は、捕獲箱及び箱罟にて農家が自衛のために駆除活動を行う場合には、実施隊員指導のもと、捕獲活動を行う。
- ・被害報告や駆除依頼があった場合は、村担当者が現場を確認し、実施隊員へ報告する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	マンガース	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	イノシシ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許・猟銃免許)
令和9年度	シロガシラ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	マンガース	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	イノシシ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許・猟銃免許)
令和10年度	シロガシラ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	マンガース	・狩猟免許取得推進(罟猟免許)
	イノシシ	・狩猟免許取得推進(罟猟免許・猟銃免許)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
シロガシラ	今後の被害拡大を防ぐためにも、令和8年度～令和10年度の3年間で生息個体数を減らしながら生息状況調査を行い、被害防除に努める。
マンガース	令和6年度は300頭ほどの捕獲実績があるが、今後も生息数の増加が予想される。令和8年度～令和10年度の3年間で生息数を減らし、被害が拡大することがないように努める。
イノシシ	イノシシが生息地を今帰仁村に広げており、銃器駆除及び罟を設置して生息数の拡大を防ぐよう努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
シロガシラ	200羽	200羽	200羽
マンガース	600頭	600頭	600頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
捕獲時期：通年（生産者・住民からの被害報告を受け捕獲活動を行う）
捕獲方法：銃器、わな（イノシシ）、捕獲箱（シロガシラ、マンガース）
捕獲場所：今帰仁村内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性：警戒心が強く、近づくことが困難なため、ライフル銃を使用することにより射程距離や精度を上げて効率的に駆除する。
取組内容：捕獲手段：銃器による捕獲。
実施予定時期：令和8年度～令和10年度
対象予定場所：今帰仁村全域（ただし国指定鳥獣保護区は除く）

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
今帰仁村	シロガシラ・マンガース・イノシシ

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シロガシラ マンガース イノシシ	侵入防止柵設置検討	侵入防止柵設置検討	侵入防止柵設置検討

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シロガシラ マンガース イノシシ	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。
令和9年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。

令和10年度	シロガシラ マングース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。
--------	------------------------	---------------------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

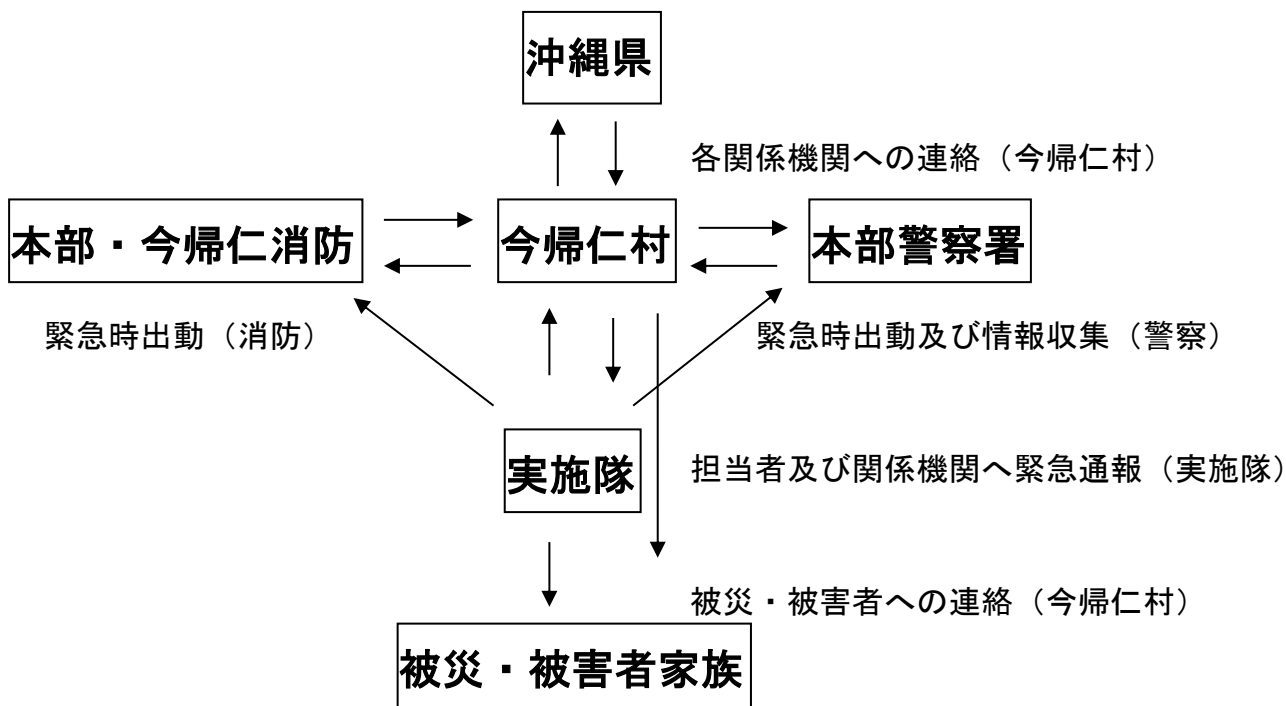
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
今帰仁村	・緊急時の情報収集及び関係機関への連絡 ・実施隊員等への許可証発行・警察署及び各自治区への活動時の連絡
今帰仁村鳥獣被害対策実施隊	・緊急時の村担当者への連絡・状況の説明
本部警察署 本部・今帰仁消防	・駆除活動時の通報等の対応 ・緊急時の対応。
沖縄県	・緊急時の情報収集・対策指導

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時連絡体制

情報収集及び連絡（沖縄県）



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シロガシラ：埋設処理
マンガース：捕獲現場での埋設処理
イノシシ：原則持ち帰って適切に処理。その他は埋設処理。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし。
ペットフード	予定なし。
皮革	予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
今帰仁村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今帰仁村鳥獣被害防止計画書の作成 ・ 被害情報収集 ・ 関係機関との連携 ・ 実施隊への指導、監督、助言
J A 沖縄 今帰仁支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家との情報交換 ・ 被害調査 ・ 防除指導
北部地区営農振興センター	
北部農林水産振興センター 農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による食害の防除方法の指導・情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
今帰仁村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の駆除
沖縄県防除技術センター	防除対策及び指導
沖縄本島北部地区 野生鳥獣被害対策協議会	鳥獣被害実態・取組活動等情報共有
今帰仁村区長会	・地域住民への情報提供・情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊
・狩猟免許所持者・罾免許所持者を中心に構成し、被害報告を受け、出動は村長が命令する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策協議会を中心に、農業者、自治会および行政が一体となり、情報共有を行い、迅速な被害対応ができるよう連携する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・有害鳥獣等を駆除するだけでは、抜本的な対策とはいえないため、村民一丸となった鳥獣対策を行う。
・地域住民・農家・関係機関・近隣市町村との協力連携を図る。
・令和8年2月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱・、アフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒を実施する。